

# くらしでんき』

(Powered by SBパワー) [低圧]

# お申し込みに際しての留意事項【要約版】

お申し込みいただく前に、必ず本書に付随した重要事項説明書をお読みいただき、内容をご確認のうえ電気需給契約をお申し込みください。

# 電気のご契約のお乗り換えについて

- 電気の供給は、SBパワー株式会社が行ないます。
- 電気契約のお乗り換えに際しては、次の内容にご注意ください。
  - 現在の電力会社(小売電気事業者)から違約金を請求されることや、付与されているポイントが失効する場合があります。
  - 現在の電力会社(小売電気事業者)の継続利用特典が消滅する場合があります。
- 転居で電気のご使用を解約される際は、自動解約とはなりませんので、ご自身で必ず解約手続きを行ってください。

# ご契約後の料金にご注意ください

- 現在ご加入中のプラン(オール電化ユーザー向けプランや他社新電力プランなど)によっては、「くらし でんき」ご加入後の料金が高くなる可能性がありますので、よくお確かめのうえ、お申込みください。
- 電気料金に含まれる燃料費調整額については、上限の設定はございません。これにより、現在ご契約 中の電力プランよりも高くなる場合がありますので、ご注意ください。
- 下記日程より料金改定を実施いたしました。改定後の料金は電気料金単価表をご確認ください。 2024年4月1日ご使用分より
  - 北海道電力エリア、東北電力エリア、東京電力エリア、中部電力エリア、関西電力エリア、中国電力エリア、四国電力エリア、 九州電力エリア、沖縄電力エリア
- ・ 2023年6月1日ご使用分より、東北電力/東京電力/関西電力/九州電力エリアにおいて、電力 市場価格に連動する新たな調整項目を導入しております。これにより、需給ひつ迫時など電力市場価 格が高騰した場合、電気料金が高くなる可能性があります。

	ご請求金額の確認等
•	ご請求金額や電気のご使用状況等は、ソフトバンクの場合は「My SoftBank」、ワイモバイルの場合は「My Y!mobile」からご確認ください。
	電気契約の解約について
•	電気料金が支払われない場合、電気のご契約を解約する場合があります。
	お問い合わせ先

お問い合わせは、ソフトバンクでんき・ガスサポートセンター(Tel 0800-170-3710 受付時間 午前9時~午後8時〔年中無休〕)までご 連絡ください。



# くらしでんき

Powered by SBパワー [低圧]

# 電気の供給に係る重要事項説明書

本書面は、お客さまが「くらしでんき」をお申し込みされる際に、電気事業法第2条の13第1項及び第2項並びに電気事業法施行規則第3条の12及び第3条の13に基づき、お客さまとSBパワー株式会社との電気需給契約の概要、及びご注意が必要な事項を説明するものです。また、これに関連するサービスや電気料金に関わる詳細な情報は、Webサイトに掲載していますので、本書面とあわせて、必ずご確認ください。なお、電気の供給は、ソフトバンク株式会社(以下「ソフトバンク」といいます。)の子会社であるSBパワー株式会社(以下「SBパワー」といいます。)が行ないます。

# 「くらしでんき」に関する重要事項をご説明いたします。本書面をよくお読みのうえ、内容をご確認ください。

#### 1. 電気需給契約の申し込み、ご契約種別、需給開始日、ご契約の成立、 ご契約期間及びご解約等

- (1) お客さまが新たに「くらしでんき」のご契約をご希望される場合、又は「くらしでんき」のご契約内容の変更をご希望される場合には、あらかじめ SBパワーの電気需給約款[低圧](以下「需給約款」といいます。)及び一般送配電事業者の託送供給等約款における需要者に関する事項 (詳細は、「10. 託送供給等約款の遵守」をご参照ください。)を遵守して いただくことをご承認のうえ、SBパワー及びソフトバンク等の電気需給契約に係る媒介者指定の申込方法によってお申込みをしていただきます。
- (2) 電気の供給は、小売電気事業者であるSBパワー(小売電気事業者登録番号:A0186)が行ないます。なお、ソフトバンク(東京都港区海岸一丁目7番1号所在、代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮川 潤一) 又はソフトバンクグループ株式会社(東京都港区海岸一丁目7番1号所在、代表取締役 会長兼社長執行役員 孫 正義)のソフトバンク以外の子会社又は関連会社(以下、総称して「グループ媒介者」といいます。)は、お客さまとSBパワーとの電気需給契約の媒介を行なうことがあります。
- (3) ご契約種別等は、次のとおりといたします。

需要区分	ご契約種別(供給区域)	ご契約方式
	くらしでんき(北海道電力エリア) 〔従量電灯B又は従量電灯C相当〕	アンペア ブレーカー契約 <sup>※1</sup> 主開閉器契約等 <sup>※2</sup>
	くらしでんき(東北電力エリア) 〔従量電灯B又は従量電灯C相当〕	アンペア ブレーカー契約 <sup>※1</sup> 主開閉器契約等 <sup>※2</sup>
	くらしでんき(東京電力エリア) 〔従量電灯B又は従量電灯C相当〕	アンペア ブレーカー契約 <sup>※1</sup> 主開閉器契約等 <sup>※2</sup>
電灯需要	くらしでんき(中部電力エリア) 〔従量電灯B又は従量電灯C相当〕	アンペア ブレーカー契約 <sup>※1</sup> 主開閉器契約等 <sup>※2</sup>
	くらしでんき(関西電力エリア) 〔従量電灯A相当〕	最低料金制契約※3
	くらしでんき(中国電力エリア) 〔従量電灯A相当〕	最低料金制契約※3
	くらしでんき(四国電力エリア) 〔従量電灯A相当〕	最低料金制契約※3
	くらしでんき(九州電力エリア) 「従量電灯B又は従量電灯C相当」	アンペア ブレーカー契約 <sup>*1</sup>
		主開閉器契約等※2
	くらしでんき (沖縄電力エリア) 〔従量電灯相当〕	最低料金制契約※3

※1:アンペアブレーカー契約とは、北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力エナジーパートナー株式会社、中部電力ミライズ株式会社、九州電力株式会社の「従量電灯B」に相当するご契約で、アンペアブレーカー(電流制限器)によりご契約電流(アンペア)を定めるご契約をいいます。

※2:主開閉器契約等とは、北海道電力株式会社、東北電力株式会社、 東京電力エナジーパートナー株式会社、中部電力ミライズ株式会社又 は九州電力株式会社の「従量電灯C」に相当するご契約で、原則として、 契約主開閉器等に基づき契約容量(キロボルトアンペア)を定めるご契約をいいます。ただし、過去1年間の30分ごとの需要電力(キロワット)の最大値に基づきご契約電力(キロワット)を決定する実量制契約を除きます。なお、この場合、SBパワーとお客さまとの協議により、ご契約方式等を定めます。

※3:最低料金制契約とは、関西電力株式会社、中国電力株式会社又は四国電力株式会社の「従量電灯A」及び沖縄電力株式会社の「従量電灯」に相当するご契約で、一定限度のご使用電力量(キロワット時)までは、一定の料金(最低料金)を適用するご契約をいいます。

- (4) くらしでんきによる電気需給契約は、お客さまからのお申し込みをSBパワーが承諾したときにご契約が成立いたします。ただし、電気料金の未払いやスイッチング手続きにおけるマッチング不一致等の事由によって供給条件が整わない場合、又はSBパワーの供給条件を満たさないお客さまについては、お客さまのお申し込みの全部又は一部をお断りする場合があります。この場合、その理由をお客さまにお知らせいたします。
- (5) 契約締結後の書面交付は、電子メールの送信又はSBパワーの指定ウェブサイトに掲載し電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法(以下「電子交付」といいます。なお、電子交付を受けるためには、インターネットブラウザソフト及びAdobe Reader等のPDFファイル閲覧用ソフト等を必要とします。) Sによりお知らせいたします。
- (6) お引越しを伴う電気の申し込みの場合 3 日前までにお申し込みいただ く必要があります。電気の供給開始日になりましたら、午前9時~午後8 時の間に電気の利用確認をお願いいたします。その際に不具合がござ いましたらソフトバンクでんき・ガスサポートセンターへご連絡ください。
- (7) 電気の需給開始日は、お客さまとSBパワーとの電気需給契約の成立後、 原則として、標準処理期間(電気需給契約の切り替え手続き等に要する 期間)満了後の最初の検針日又は計量日といたします。
- (8) ご契約期間は、電気需給契約が成立した日から電気料金の適用開始 の日以降1年目の日までといたします。
- (9) お客さま、又はSBパワー若しくはグループ媒介者からご契約の解約等に係る別段の意思表示がない場合には、電気需給契約は、ご契約期間満了後も1年ごとに同一条件で更新されるものといたします。なお、ご契約期間が更新される場合、SBパワーは、更新前に書面を交付することなく更新後のご契約期間のみをお客さまにご説明し、更新後に、SBパワーの名称及び住所、電気需給契約のご契約更新年月日、更新後のご契約期間並びに供給地点特定番号を、電子交付にてお知らせすることとし、お客さまは、このことについて、あらかじめご了承いただきます。
- (10) 電気需給契約を解約する場合、解約事務手数料550円[税込]をご請求いたします。なお、この解約事務手数料は、最終月の電気料金とあわせてご請求させていただきます。
- (11) SBパワー以外の小売電気事業者から電気需給契約を切り替えていた だく場合には、次のような不利益事項(ただし、これは例示であり、これら に限られるものではありません。)が発生する場合がありますのでご注意 ください。なお、実際にどのような不利益を被るかについては、現在の小 売電気事業者との電気需給契約の内容をご確認ください。
  - ①現在の電気需給契約をご解約されることにより、現在、お客さまがご 契約されている小売電気事業者からご解約に係る違約金等を請求さ れる可能性があります。
  - ②現在の電気需給契約において、ポイント等の特典がある場合には、 ご解約にともないポイント等の特典が失効する可能性があります。

- ③現在の電気需給契約において、継続利用期間に応じた割引を受けている場合には、ご解約にともない継続利用期間が消滅する可能性があります。また、長期契約割引等を受けることができなくなる場合があります。
- ④現在の電気需給契約をご解約することにより、ご解約までの期間におけるお客さまの電気のご使用量や電気料金等の実績照会ができなくなる可能性があります。

#### 2. 供給電気方式、供給電圧及び周波数

- (1) 供給電気方式及び供給電圧は、一般送配電事業者の託送供給等約款によるものとし、交流単相2線式標準電圧100ボルト若しくは200ボルト、又は交流単相3線式標準電圧100ボルト及び200ボルトとします。ただし、技術上やむをえない場合については、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。
- (2) 周波数は、一般送配電事業者の託送供給等約款によるものとし、北海 道電力エリア、東北電力エリア及び東京電力エリアについては、原則と して標準周波数50〜ルツとし、中部電力エリア、関西電力エリア、中国 電力エリア、四国電力エリア、九州電力エリア、沖縄電力エリアについて は、原則として標準周波数60〜ルツといたします。

#### 3. 供給区域

「くらしでんき」における供給区域は、次の地域といたします。ただし、一般 送電事業者の離島供給約款に定める離島には適用いたしません。

エリア名	ア 名 供給区域となる地域		
北海道電力エリア	北海道電力ネットワーク株式会社の供給区域となる 北海道		
東北電力エリア	東北電力ネットワーク株式会社の供給区域である、 青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、 新潟県		
東京電力エリア	東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域となる 栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県、静岡県(富士川以東)		
中部電力エリア	中部電力パワーグリッド株式会社の供給区域である、 愛知県、岐阜県(一部を除きます。)、三重県(一部を 除きます。)、静岡県(富士川以西)、長野県		
関西電力エリア	関西電力送配電株式会社の供給区域である、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県(一部を除きます。)、福井県の一部、岐阜県の一部、三重県の一部		
中国電力エリア	中国電力ネットワーク株式会社の供給区域である、 鳥取県、島根県(隠岐諸島[島後、中ノ島、西ノ島, 知夫里島]を除きます。)、岡山県、広島県、山口県 (見島を除きます。)、兵庫県の一部、香川県の一部、 愛媛県の一部		
四国電力エリア	四国電力送配電株式会社の供給区域である、徳島県、高知県、香川県(一部を除きます。)、愛媛県(一部を除きます。)		
九州電力エリア	九州電力送配電株式会社の供給区域となる福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県		
沖縄電力エリア	沖縄電力株式会社の供給区域となる沖縄県		

#### 4. 契約電流、契約容量

#### (1) アンペアブレーカー契約の場合

ご契約電流(アンペア)は、お客さまのお申し出によって定めるものとし、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペア又は60アンペアのいずれかといたします(ただし、原則としてスイッチングのお申し込み時に、同時に、契約電流を変更することはできません。)。なお、一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます。)又は電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が制限器等又は電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。また、他の小売電気事業者からSBパワーへ電気需給契約を切り替える場合には、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値を基準として、契約電流を定めるものといたします。

#### (2) 主開閉器契約等の場合

ご契約容量(キロボルトアンペア)は、原則として契約主開閉器の定格電流に基づき算定するものとし、次式(契約容量の算定方式)により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。ただし、他の小売電気事業者からSBパワーへ電気需給契約を切り替える場合には、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を基準に、ご契約容量を定めるものといたします。なお、SBパワー又は一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。また、契約主開閉器の

定格電流に基づき算定できない場合等特別の事情がある場合には、お客さまとSBパワーとの協議によって契約容量を定めるものといたします。

#### [契約容量の算定方法]

① 供給電気方式及び供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルト若しくは200ボルト又は交流単相3線式標準電圧100ボルト若しくは200ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流(アンペア)×電圧(ボルト) × 1 1,000

② 供給電気方式及び供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルト の場合

契約主開閉器の定格電流(アンヘ°ア)×電圧(ボルト) 1 × 1.732× 1,000

#### 5. 電気料金単価表(税込)

#### (1) 北海道電力エリア [2024年4月1日料金改定]

① アンペアブレーカー契約の場合(従量電灯B相当)

		2024年3月31日 までの単価	2024年4月1日 以降の単価
	契約電流10アンペア	374円00銭	402円60銭
	契約電流15アンペア	561円00銭	603円90銭
115.1	契約電流20アンペア	748円00銭	805円20銭
基本 料金	契約電流30アンペア	1,122円00銭	1,207円80銭
	契約電流40アンペア	1,496円00銭	1,610円40銭
	契約電流50アンペア	1,870円00銭	2,013円00銭
	契約電流60アンペア	2,244円00銭	2,415円60銭
	最初の120キロワット時まで の1キロワット時につき	35円08銭	34円99銭
電力量料 金	120キロワット時をこえ280 キロワット時までの1キロワ ット時につき	40円47銭	40円39銭
	280キロワット時をこえる 1キロワット時につき	43円17銭	43円09銭
最低	月額料金(1契約につき)	403円70銭	417円19銭

#### ② 主開閉器契約等の場合(従量電灯C相当)

© 工房间研究的中心物目(促重电对OHIS)			
		2024年3月31日 までの単価	2024年4月1日 以降の単価
基本 料金	契約容量1キロボルトアンペアにつき	374円00銭	402円60銭
	最初の120キロワット時まで の1キロワット時につき	35円08銭	34円99銭
電力量料 金	120キロワット時をこえ280 キロワット時までの1キロワ ット時につき	40円47銭	40円39銭
	280キロワット時をこえる 1キロワット時につき	43円17銭	43円09銭

#### (2) 東北電力エリア [2024年4月1日料金改定]

① アンペアブレーカー契約の場合(従量電灯B相当)

		2024年3月31日	2024年4月1日
		までの単価	以降の単価
	契約電流10アンペア	369円60銭	369円60銭
	契約電流15アンペア	554円40銭	554円40銭
	契約電流20アンペア	739円20銭	739円20銭
基本料金	契約電流30アンペア	1,108円80銭	1,108円80銭
112	契約電流40アンペア	1,478円40銭	1,478円40銭
	契約電流50アンペア	1,848円00銭	1,848円00銭
	契約電流60アンペア	2,217円60銭	2,217円60銭
	最初の120キロワット 時までの1キロワット時 につき	29円41銭	29円32銭
電力量料 金	120キロワット時をこえ 300キロワット時までの 1キロワット時につき	35円36銭	35円27銭
	300キロワット時をこえ る1キロワット時につき	38円38銭	38円30銭

	額料金(1契約につき)	359円58銭	358円95銭
2	主開閉器契約等の場合(従	(全電灯C相当)	
		2024年3月31日	·   · · · · ·   <u>-</u>
		までの単価	以降の単価
基本 料金	契約容量1キロボルト アンペアにつき	369円60釒	369円60銭
	最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	29円41釒	线 29円32銭
電力量料 金	120キロワット時をこえ300 キロワット時までの1キロワ ット時につき	35円36釒	35円27銭
	300キロワット時をこえる 1キロワット時につき	38円38釒	38円30銭
	で電力エリア [2024年4月1] アンペアブレーカー契約の		147)
	アンペアフレーカー突割の	<u> </u>	2024年4月1日
		までの単価	以降の単価
	契約電流10アンペア	295円24銭	311円75銭
	契約電流15アンペア	442円86銭	467円63銭
	契約電流20アンペア	590円48銭	623円50銭
基本料金	契約電流30アンペア	885円72銭	935円25銭
	契約電流40アンペア	1,180円96銭	1,247円00銭
	契約電流50アンペア	1,476円20銭	1,558円75銭
	契約電流60アンペア	1,771円44銭	1,870円50銭
	最初の120キロワット 時までの1キロワット時につき	29円70銭	29円50銭
電力量料 金	120キロワット時をこえ 300キロワット時までの 1キロワット時につき	35円50銭	35円30銭
	300キロワット時をこえ る1キロワット時につき	38円65銭	38円46銭
最低月	額料金(1契約につき)	321円42銭	328円08銭

## ② 主開閉器契約等の場合(従量電灯C相当)

		2024年3月31日 までの単価	2024年4月1日 以降の単価
基本 料金	契約容量1キロボルト アンペアにつき	295円24銭	311円75銭
	最初の120キロワット時ま での1キロワット時につき	29円70銭	29円50銭
電力量料 金	120キロワット時をこえ 300キロワット時までの 1キロワット時につき	35円50銭	35円30銭
	300キロワット時をこえる 1キロワット時につき	38円65銭	38円46銭

### (4) 中部電力エリア [2024年4月1日料金改定]

① アンペアブレーカー契約の場合(従量電灯B相当)

		2024年3月31日 までの単価	2024年4月1日 以降の単価
	契約電流10アンペア	297円00銭	321円14銭
	契約電流15アンペア	445円50銭	481円71銭
	契約電流20アンペア	594円00銭	642円28銭
基本料金	契約電流30アンペア	891円00銭	963円42銭
.,	契約電流40アンペア	1,188円00銭	1,284円56銭
	契約電流50アンペア	1,485円00銭	1,605円70銭
	契約電流60アンペア	1,782円00	1,926円84銭
電力量	最初の120キロワット 時までの1キロワット時 につき	21円11銭	20円98銭
料金	120キロワット時をこえ 300キロワット時までの 1キロワット時につき	25円02銭	24円89銭

27円18銭	27円31銭	300キロワット時をこえ る1キロワット時につき	
277円09銭	266円06銭	質料金(1契約につき)	最低月落

② 主開閉器契約等の場合(従量電灯C相当)

		2024年3月31日 までの単価	2024年4月1日 以降の単価
基本料金	契約容量1キロボルト アンペアにつき	297円00銭	321円14銭
	最初の120キロワット時 までの1キロワット時に つき	21円11銭	20円98銭
電力量料 金	120キロワット時をこえ 300キロワット時までの 1キロワット時につき	25円02銭	24円89銭
	300キロワット時をこえる 1キロワット時につき	27円31銭	27円18銭

#### (5) 関西電力エリア(最低料金制契約の場合)(従量電灯A相当) [2024年4月1日料金改定]

		2024年3月31日 までの単価	2024年4月1日 以降の単価
最低 料金	最初の15キロワット時 まで	433円41銭	522円58銭
	15キロワット時をこえ120 キロワット時までの1キロ ワット時につき	20円10銭	20円00銭
電力量料 金	120キロワット時をこえ 300キロワット時までの 1キロワット時につき	24円93銭	24円84銭
	300キロワット時をこえる 1キロワット時につき	27円26銭	27円16銭

#### (6) 中国電力エリア(最低料金制契約の場合)(従量電灯A相当) [2024年4月1日料金改定]

		2024年3月31日 までの単価	2024年4月1日 以降の単価
最低 料金	最初の15キロワット時 まで	712円67銭	759円68銭
	15キロワット時をこえ120 キロワット時までの1キロ ワット時につき	32円50銭	32円42銭
電力量料 金	120キロワット時をこえ 300キロワット時までの 1キロワット時につき	38円32銭	38円24銭
	300キロワット時をこえる 1キロワット時につき	39円54銭	39円47銭

#### (7) 四国電力エリア(最低料金制契約の場合)(従量電灯A相当) [2024年4月1日料金改定]

		2024年3月31日 までの単価	2024年4月1日 以降の単価
最低 料金	最初の11キロワット時 まで	667円00銭	666円89銭
	11キロワット時をこえ 120キロワット時までの 1キロワット時につき	30円35銭	30円34銭
電力量料 金	120キロワット時をこえ 300キロワット時までの1 キロワット時につき	36円16銭	36円15銭
	300キロワット時をこえる 1キロワット時につき	38円75銭	38円74銭

### (8) 九州電力エリア [2024年4月1日料金改定]

① アンペアブレーカー契約の場合(従量電灯B相当)

		2024年3月31日 までの単価	2024年4月1日 以降の単価
	契約電流10アンペア	316円24銭	316円24銭
基本料金	契約電流15アンペア	474円36銭	474円36銭
	契約電流20アンペア	632円48銭	632円48銭
	契約電流30アンペア	948円72銭	948円72銭
	契約電流40アンペア	1,264円96銭	1,264円96銭

	契約電流50アンペア	1,581円20銭	1,581円20銭
	契約電流60アンペア	1,897円44銭	1,897円44銭
	最初の120キロワット時 までの1キロワット時に つき	18円09銭	18円18銭
電力量料 金	120キロワット時をこえ 300キロワット時までの 1キロワット時につき	23円16銭	23円25銭
	300キロワット時をこえ る1キロワット時につき	25円53銭	25円62銭
最低月額料金(1契約につき)		334円26銭	335円34銭

② 主開閉器契約等の場合(従量電灯 C 相当)

		2024年3月31日 までの単価	2024年4月1日 以降の単価
基本 料金	契約容量1キロボルト アンペアにつき	316円24銭	316円24銭
電力量料 金	最初の120キロワット時ま での1キロワット時につき	18円09銭	18円18銭
	120キロワット時をこえ 300キロワット時までの 1キロワット時につき	23円16銭	23円25銭
	300キロワット時をこえる 1キロワット時につき	25円53銭	25円62銭

#### (9) 沖縄電力エリア(最低料金制契約の場合)(従量電灯相当) [改定2024年4月1日]

		2024年3月31日 までの単価	2024年4月1日 以降の単価
最低 料金	最初の10キロワット時 まで	640円75銭	643円05銭
	10キロワット時をこえ120 キロワット時までの1キロ ワット時につき	39円66銭	39円79銭
電力量料 金	120キロワット時をこえ 300キロワット時までの 1キロワット時につき	44円24銭	44円36銭
	300キロワット時をこえる 1キロワット時につき	45円21銭	45円33銭

#### 6. 電気料金の算定方法、電気料金の算定期間及びご使用電力量の計量 生

- (1) 月々の電気料金、ご使用電力量その他お客さまへのご案内事項は、原 則として、ソフトバンク又はグループ媒介者のWebサービスを通じて、お 客さまにお知らせいたします。
- (2) 電気料金の算定方法(具体的な算定例については、別紙をご参照ください。)は、供給区域のご契約種別に応じて、ご契約種別ごとに算定いたします。
  - ①北海道電力エリア、中部電力エリアの場合

電気料金は、契約電流又は契約容量の大きさで決まる基本料金(ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。)、その1月の使用電力量に応じて算定する電力量料金及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。なお、電力量料金は、燃料価格の変動に応じて、燃料費調整額を加算又は減算して算定いたします。

②東北電力エリア、東京電力エリア及び九州電力エリアの場合

電気料金は、契約電流又は契約容量の大きさで決まる基本料金(ただし、まったく電気

を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。)、その1月の使用電力量に応じて算定する電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金及び電力市場連動額の合計といたします。なお、電力量料金は、燃料価格の変動に応じて、燃料費調整額を加算又は減算して算定いたします。電力市場連動額は、2023年6月1日より適用することといたします。

③中国電力エリア、四国電力エリア及び沖縄電力エリアの場合

電気料金は、その1月の使用電力量によらず決定される最低料金、その1月の使用電力量に応じて算定する電力量料金及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。なお、電力量料金は、燃料価格の変動に応じて、燃料費調整額を加算又は減算して算定いたします。

# ④ 関西電力エリア

電気料金は、その1月の使用電力量によら ず決定される最低料金、その1月の使用電 力量に応じて算定する電力量料金、再生可 能エネルギー発電促進賦課金及び電力市 場連動額の合計といたします。なお、電力 量料金は、燃料価格の変動に応じて、燃料 費調整額を加算又は減算して算定いたしま す。電力市場連動額は、2023年6月1日よ り適用することといたします。

※燃料費調整額の算定条件が変更となり、値上がりする場合があります。また、燃料費調整額には上限を設定していないため、地域の電力会社より高額となることがあります。

※東北電力エリア、東京電力エリア、関西電力 エリア、九州電力エリアにおける電力市場連動 額は、需給ひっ迫時など電力市場価格が高騰 した場合、高額になる可能性があります。

※基本料金、電力量料金(燃料費調整額を加算または減算した後のものとします。)と電力市場連動額との合計が最低月額料金を下回る場合は、その1月の電気料金は、最低月額料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

# ⑶ 燃料費調整

- ① 燃料費調整額の算定
  - イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量及び価額の値にもとづき、次の算式によって

算定された値といたします。なお、 $\alpha$ 、 $\beta$  及び $\gamma$ の値は、契約種別に応じた別紙2における付表(以下「付表」といいます。)のとおりといたします。また、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。 平均燃料価格= $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$  A=各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における 1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における 1トン当たりの平均石炭価格

なお、各平均燃料価格算定期間における1 キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当 たりの平均液化天然ガス価格及び1トン当 たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、そ の端数は、小数点以下第1位で四捨五入 いたします。

## 口 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値といたします。また、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。なお、基準燃料価格、基準単価は、付表のとおりといたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 付表の基準燃料価格を下回る場合

燃料費 = (付表の基準燃料価格 × 基準単価 調整単価 - 平均燃料価格) - 1,000

> (ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が 付表の基準燃料価格を上回る場合

燃料費 = (平均燃料価格-付表 × <u>基準単価</u> 調整単価 の基準燃料価格) 1,000

# ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に適用し、次表

(燃料費調整適用表)のとおりといたします。 なお、スマートメーターにより計量する場合で、 当社があらかじめお客さまに計量日をお知ら せしたときは、検針日を計量日と読み替えて 適用いたします。

## 〔燃料費調整適用表〕

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適
	用期間
  毎年1月1日から	その年の5月の検針
3月31日までの期間	日から6月の検針日
0 / 1 0 / 1 / / / / / / / / / / / / / /	の前日までの期間
毎年2月1日から	その年の6月の検針
4月30日までの期間	日から7月の検針日
	の前日までの期間
毎年3月1日から	その年の7月の検針日から8月の検針日
5月31日までの期間	日から8月の検針日 の前日までの期間
	その年の8月の検針
毎年4月1日から	その年の6月の検針日   日から9月の検針日
6月30日までの期間	の前日までの期間
	その年の9月の検針
毎年5月1日から	日から 10 月の検針
7月31日までの期間	日の前日までの期
. , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	間
	その年の 10 月の検
毎年6月1日から	針日から 11 月の検
8月31日までの期間	針日の前日までの
	期間
	その年の 11 月の検
毎年7月1日から	針日から 12 月の検
9月30日までの期間	針日の前日までの
	期間
	その年の 12 月の検
毎年8月1日から	針目から翌年の1月
10 月 31 日までの期間	の検針日の前日ま
	での期間 翌年の1月の検針日
毎年9月1日から	から2月の検針日の
11月30日までの期間	前日までの期間
	翌年の2月の検針日
毎年10月1日から	から3月の検針日の
12月31日までの期間	前日までの期間
<i>FF</i> 11 E 1 E 2 3 3 5 5	翌年の3月の検針日
毎年11月1日から翌年	から4月の検針日の
の 1 月 31 日までの期間	前日までの期間

毎年12月1日から翌年 の 2 月 28 日までの期間 (翌年が閏年となる場)から5月の検針日の 合は,翌年の2月29日 までの期間)

翌年の4月の検針日 前日までの期間

# ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量 に口によって算定された燃料費調整単価 を適用して算定いたします。ただし、関西 電力エリア、中国電力エリア、四国電力エ リアの[従量電灯A相当]及び沖縄電力エ リアの[従量電灯相当]の最低料金制契 約のお客さまについては、最低料金適用 電力量までは最低料金適用電力量に適 用される燃料費調整単価といたします。な お、最低料金適用電力量とは、関西電力 エリア及び電力中国エリアの場合は1契 約につき最初の15キロワット時までの最低 料金が適用される電力量をいい、四国電 カエリアの場合は1契約につき最初の11 キロワット時、沖縄電力エリアの場合は1 契約につき最初の10キロワット時までの最 低料金が適用される電力量をいいます。

## ② 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動 した場合の値とし、付表とおりといたします。

③ 燃料費調整単価等のお知らせ 当社は、燃料費調整単価を当社が適当と 判断した方法によりお知らせいたします。

- ⑷ 電力市場連動調整
  - ①電力市場連動額の算定
  - イ 電力市場連動単価

電力市場連動単価は、一般社団法人日本卸 電力取引所の30分ごとの各エリアのスポット市 場価格(エリアプライス)にもとづき、次の算式 によって算定されます。なお、参照するスポッ ト市場価格は、日本卸取引所が公表するスポ ット市場の約定価格(税抜)に1.1(消費税相当 額)を乗じたものといたします。

(その時間帯のスポット 電力市場 市場調達 = 市場価格-基準市場 × 連動単価 比率 価格)

# 口 基準市場価格

基準市場価格については、当社の需給計画 をもとに4月1日から始まる1年ごとに見直すこ ととし、その年度が始まる2か月前までに当社 が適当と判断した方法によりお知らせいたしま す。

# ハ 市場調達比率

市場調達比率については月ごとの電力市場 からの調達比率に応じて定めるものとします。 毎月の市場調達比率については、当社の需 給計画をもとに4月1日から始まる1年ごとに 見直すこととし、その年度が始まる 2 か月前ま でに 1 年分の市場調達比率を当社が適当と 判断した方法によりお知らせいたします。

# ニ 電力市場連動額

電力市場連動額は、30分ごとの使用電力量 にイによって算定されたその時間帯の電力市 場連動単価を適用して算定した値の、(5)電 気料金の算定期間に定める期間における総 和といたします。計量器が設置されていない お客さま、またはスマートメーターではない旧 計器メーターをお使いのお客さま、スマートメ ーターを設置済みであっても通信機能が実装 されていないお客さまは、算定期間内の総使 用電力量を一般送配電事業者が30分単位で 案分したものを、お客さまの 30 分ごとの使用 電力量とみなして算定いたします。ただし、算 定期間のうち、算定期間の初日から前月の末 日までの期間または当月の1日から算定期間 の末日までの期間の使用電力量が 1kWh 未 満の場合、当該 1kWh 未満の期間においては、 電力市場連動額は請求いたしません。

③ 電力市場調整の適用 電力市場連動調整は、次のエリアに適用 いたします。

東北電力エリア、東京電力エリア、 関西電力エリア、九州電力エリア

- ③電力市場連動単価のお知らせ 当社は、電力市場連動単価を当社のホーム ページ等で適用日の前日にお知らせいたし
- (5) 電気料金の算定期間は、前月の検針日又は計量日(使用電力量等が 記録される日をいいます。)から当月の検針日又は計量日の前日までの 期間といたします。ただし、電気の供給を開始し、又はこの需給契約が 消滅した場合の電気料金の算定期間は、開始日から直後の検針日又 は計量日若しくは直前の検針日又は計量日から消滅日の前日までの 期間といたします。
- (6) ご使用電力量等の計量は、一般送配電事業者が計量した値といたしま す。ただし、計量器の故障等によってご使用電力量等を正しく計量でき なかった場合には、お客さまと一般送配電事業者及びSBパワーとの協 議により定めるものといたします。なお、SBパワーは、一般送配電事業 者の計量の結果をお客さまにお知らせいたします。
- (7) 記録型計量器(以下「スマートメーター」といいます。)の設置が電気需 給契約の需給開始日以降になる場合、スマートメーターが設置されるま での期間における30分ごとの使用電力量は、原則として、スマートメータ 一以外の計量器により計量された使用電力量を均等に配分してえられ る値といたします。

- (8) 電気料金の支払期日は、「くらしでんき Powered by SBパワー 請求サービス約款」(以下「くらし請求約款」といいます。) に準ずるものとし、原則として請求日の属する月の翌々月末までに、お客さまからソフトバンク又はグループ媒介者にお支払いしていただきます。なお、これによりがたい場合には、原則として請求日の属する月の翌月末までに、お客さまからSBパワーにお支払いしていただきます。なお、ソフトバンク、グループ媒介者又はSBパワーは、お客さまが支払期日を経過してなお電気料金をお支払いいただけない場合には、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息をお支払いいただくことがあります。
- (9) 請求書発行手数料 お客さまが書面による請求書の発行をご希望された場合、請求書発行 手数料として、原則として1通につき110円[税込]ご請求いたします。な お、この請求書発行手数料は、電気料金とあわせてご請求させていた だきます。

#### 7. おうちレスキューにおける重要事項

「おうちレスキュー」はSBパワーがくらしでんきをご契約頂いたお客さまに対しソフトバンクが提供するサービスです。

#### 【サービスの内容】

- ① カギのかけつけ作業
- ② 水回りのかけつけ作業
- ③ガラスのかけつけ作業
- ※出張料及び30分以内の作業料が無料

※作業内容によっては、部品代、特殊作業代、延長料金などの料金が発生する場合があります。

#### 【おうちレスキュー権利使用期間】

・需給契約のお申し込みを頂いた日の翌日から2年間

#### 【解約条件】

・SBパワーとの需給契約を解約した場合

#### 【ソフトバンクへの個人情報提供について】

- ・SBパワーは、ソフトバンクが「おうちレスキュー」を提供する都度、当該サービスの提供可否を確認するため、ソフトバンクに対し、お客さまのご契約の継続有無を提供いたします。
- ・「おうちレスキュー」利用規約

 $\label{limit} https://cdn.softbank.jp/energy/set/data/campaigns/list/ouchiwari-rescue/pdf/ouchirescue-kiyaku.pdf$ 

#### 8. スマートメーターの設置

- (1) スマートメーターが設置されていないお客さまは、原則としてスマート メーターへの交換が必要となります。
- (2) スマートメーターは、一般送配電事業者又は一般送配電事業者から委託を受けた工事業者等が設置し、一般送配電事業者が所有し、維持及び運用を行ないます。また、スマートメーターの設置日については、事前に、一般送配電事業者又は一般送配電事業者から委託を受けた工事業者等からお客さま宛にお知らせいたします。なお、スマートメーターへの取替え工事に係る費用は、原則として無償\*です。ただし、工事にともない停電することがありますので、詳細は一般送配電事業者へご確認ください。
  - ※お客さまのご要望等で、一般送配電事業者が維持及び運用する 供給設備に特別な工事が発生する場合等については、工事費負 担金等相当額をお支払いいただくことがあります。

#### 9. SBパワーからの申し出によるご契約のご解約

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、SBパワーは、電気需 給契約を解約することがあります。
  - ①お支払期日を経過してなお電気料金等を支払われない場合
  - ②お支払期日を経過してなお他の電気需給契約(既に消滅しているものを含みます。)の電気料金を支払われない場合
  - ③需給約款、くらし請求約款からの請求によってお支払いを要すること になった電気料金等を支払われない場合
  - ④ソフトバンク又はグループ媒介者による電気料金の合算請求が終了 される場合
- (2) お客さまが次のいずれかに該当し、SBパワーがその旨を警告しても改めていただけない場合には、電気需給契約を解約することがあります。
  - ①お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
  - ②電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
  - ③その他、電気需給約款又は託送供給等約款の内容に反した場合
- (3) 電気需給契約を解約する場合には、原則として解約日の15日前までに、 SBパワーはその旨をお客さまにお知らせいたします。

#### 10. 託送供給等約款の遵守

(1) お客さまの土地又は建物への立ち入り及び調査

計量器の確認や、法令で定めるところによる保安のために必要なお客さまの電気工作物の検査等を実施するために、一般送配電事業者又は一般送配電事業者が委託した工事業者等が、お客さまの土地又は建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ること及び業務を実施することをお客さまにご承諾して

- いただきます。
- (2) 保安に対するお客さまの協力
  - お客さまが、次のいずれかについてお気づきの場合には、すみやかに一般送配電事業者にご連絡くださいますようお願いいたします。
  - ①電気の供給に必要な電気工作物(電気の引込線や計量器等)に異常、若しくは故障があり、又は生じるおそれがある場合
  - ②お客さまの電気工作物に異常、若しくは故障があり、又は生じるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがある場合
- (3) 供給の中止又は使用の制限若しくは中止
  - SBパワーは、一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づき、次の場合には、お客さまへの電気の供給を中止し、又は制限する場合があります。
  - ①一般送配電事業者及びお客さまの電気工作物に故障が生じ、又は 故障が生じるおそれがある場合
  - ②一般送配電事業者の電気工作物の修繕、変更その他の工事上やむ をえない場合
  - ③その他保安上必要がある場合
- (4) お客さまには、託送供給等約款に定める事項を遵守していただきます。 また、お客さまは、一般送配電事業者からの求めにより、SBパワーが、 一般送配電事業者又は第三者にお客さまの需給契約の内容等を開示 する場合があることにつき、あらかじめご承諾していただきます。

#### 11. 工事費負担金等相当額の申受け等

- (1) SBパワーは、一般送配電事業者からお客さまへの電気の供給に係る 工事費用負担金、臨時工事費その他の費用の実費又は実費相当額 の請求を受けた場合、原則として、事前にお客さまに確認を行なったう えで、当該請求を受けた金額に相当する金額を、原則として一般送配 電事業者の工事着手前にお客さまへご請求いたします。
- (2) SBパワーから他の小売電気事業者にスイッチングする場合、又は引越 し等の理由により、電気需給契約を契約期間満了前に解約する場合等 において、一般送配電事業者の供給設備の変更をともなわない場合に は、(1)の工事費負担金等相当額が発生しないことがあります。

# 12. 需給契約の変更、終了に伴うお客様の負担

- (1) お客さまが契約電流または契約容量を新たに 設定し、もしくは増加された後1年に満たない でこの需給契約を消滅させる場合、またはお 客さまが契約電流または契約容量を新たに設 定し、もしくは増加された後1年に満たないで 契約電流または契約容量を減少しようとされる 場合で、託送供給等約款に定めるところにより、 SBパワーが、電気料金または工事費の精算 に係る請求を一般送配電事業者から受けた 場合には、SBパワーは、当該精算に相当する 金額(以下「1年未満臨時精算」といいます。) をお客さまから申し受けます。
- (2) 1年未満臨時精算は、原則としてこの需給契約の消滅時に発生する最後の電気料金とあわせて支払っていただきます(お客さまが希望される場合で、ソフトバンクまたは媒介者が電気料金等の請求をさせていただく場合には、ソフトバンクまたは媒介者に支払っていただきます。)。

なお、電流制限器等の一般送配電事業者の 供給設備を常置する等の場合は、1年未満臨 時精算の対象とならないことがあります。

#### 13. 違 約 金

(1) お客さまが、電気工作物の改変等によって不正に電気をご使用され、 そのために電気料金の全部又は一部のお支払いを免れた場合には、 その免れた金額の3倍に相当する金額を、SBパワー、ソフトバンク又は グループ媒介者は、お客さまから違約金としてご請求いたします。

- (2) (1)の免れた金額は、SBパワーが定める電気料金その他の供給条件に もとづいて算定された金額と、不正なご使用方法にもとづいて算定され た金額との差額といたします。
- (3) 不正にご使用した期間が確認できない場合は、SBパワーが決定した期間といたします。

#### 14. 小売電気事業におけるお客さま情報及び個人情報の取扱い

SBパワー、ソフトバンク又はグループ媒介者は、小売電気事業の運営において直接又は間接的に収集したお客さま情報及び個人情報を、次のとおり取扱います。

#### (1) お客さま情報及び個人情報の利用目的

SBパワー、ソフトバンク又はグループ媒介者では、取得したお客さま情報及び個人情報を、次の利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。なお、次の利用目的以外で当該お客さま情報及び個人情報を利用する場合、その都度、変更後の利用目的を明確にし、通知若しくは公表し、又は同意をいただきます。

- ①小売電気事業において必要となる電力受給契約及び電気需給契約 等の締結並びにそれらに関する業務
- ②電力広域的運営推進機関が提供するスイッチング支援システムの利 用にといなう業務
- ③一般送配電事業者\*\*1との託送供給等契約の締結及びそれに関する 業務
- ④小売電気事業に関する手続きのご案内及び情報提供等のお客さま サポート業務
- ⑤電気料金等の各種料金の計算及びご請求
- ⑥小売電気事業において必要となる工事、保守及び障害対応等の業 務
- ⑦SBパワー及び他社の商品、サービス及びキャンペーンのご案内等
- ⑧小売電気事業における事故及び事件等の防止
- ⑨小売電気事業におけるSBパワーの権利取得・保全管理等
- ⑩電気のご使用量等を用いた各種マーケティング調査及び分析
- ①各種お問い合わせ・権利行使等に対する対応
- ⑫上記各号に付帯関連する業務

#### (2) 第三者提供

SBパワーは、お客さま情報及び個人情報を第三者に提供する場合があります。なお、個人情報については、個人情報保護法その他の法令の規定にしたがい、SBパワーが取扱います。また、次のとおりSBパワーが取扱うお客さま情報及び個人情報を、書面の送付又は電磁的方法等により、第三者へ提供する場合があります。なお、次の情報の提供については、お客さまのお求めに応じて、お客さまが識別されるお客さま情報及び個人情報の第三者への提供を停止いたしますが、お客さまに対するSBパワー又は提供先のサービスが提供できなくなる場合があります。

- ①SBパワーは、お客さまが電気料金等の立替払を委託するSBパワーの 指定する事業者(以下「指定事業者」といいます。)に対し、当該指定 事業者によるお客さまへの継続的なサービスの提供を目的として、申 込者情報、申込者窓口情報及び請求書送付先情報に記載される氏 名、住所、所属、連絡先等の個人情報を当該指定事業者に提供す る場合があります。
- ②SBパワーは、指定事業者の有するお客さまに対する権利保全を目的 として、申込者情報、申込者窓口情報及び請求書送付先情報に記 載される氏名、住所、所属、連絡先等の個人情報を当該指定事業者 に提供する場合があります。
- ③SBパワーは、託送供給等契約の締結、履行、変更及び解約、解除等を目的として、係る事務に必要な氏名、住所、電話番号等の個人情報を一般送配電事業者※1の契約相手方に提供する場合があります。
- ④SBパワーは、他社との提携サービスの提供を目的として、提携サービスの登録又は提供に必要な個人情報(氏名、住所、電話番号、メールアドレス、生年月日、性別、その他お客さまの識別及び提携サービス業務に必要な情報等)を、サービス提携会社に提供する場合があります。
- ⑤SBパワーは、お申込者又は契約者への商品、サービス、キャンペーンの案内、提供、分析、改善及びサポート等を目的として、お申込者又は契約者の個人情報(氏名、住所、電話番号等)をソフトバンク及びグループ媒介者に提供することがあります。また、その他当該商品、サービス、キャンペーンの案内、提供、分析、改善及びサポート等を行なう事業者に提供する場合があります。

#### (3) 共同利用について

SBパワーは、小売電気事業の運営において取得したお客さま情報及び個人情報を、次の者との間で共同利用する場合があります(SBパワーは、共同利用の目的のために必要な範囲の事業者に限定してお客さま情報及び個人情報を共同利用するものであり、必ずしも全ての小売電気事業者及び一般送配電事業者等との間でお客さま情報及び個人情報を共同利用するものではありません。)。

共同して利用する者の範囲	ソフトバンク
	電気の供給及び調達 SBパワーの電気料金等の請求又は 回収、お客さまからのお問い合わせ
利用する者の利用目的	への対応等のお客さまサポート 共同利用者のサービスの利用に関す
	る手続きのご案内や利用手続き代行 等のお客さまサポート及び共同利用 者による当該サービスの提供
共同して利用されるお客さま 情報及び個人情報の項目	SBパワーが小売電気事業の運用に おいて取得した氏名、性別、住所、 連絡先、電話番号等の個人情報
お客さま情報及び個人情報の 管理について責任を有する者の 氏名又は名称	当社の情報セキュリティ管理責任者
共同して利用する者の範囲	一般送配電事業者 <sup>※1</sup> 、小売電気事業者 <sup>※2</sup> 、電力広域的運営推進機関 <sup>※</sup> <sup>3</sup> 及び需要抑制契約者 <sup>※4</sup>
	託送供給契約、発電量調整供給契約及び需要抑制契約(以下、総称して「託送供給等契約」といいます。)の締結、変更又は解約のため
	小売供給契約(離島供給及び最終保障供給に関する契約を含む。)又は電気需給契約の廃止取次 <sup>※5</sup> のため
利用する者の利用目的	供給(受電)地点に関する情報の確認のため 電力量等の検針、設備の保守、点
	検、交換、停電時又は災害時等の設備の調査その他の託送供給等契約にもとづく一般送配電事業者の業務遂行のため
	ネガワット取引に関する業務遂行のため
	基本情報:氏名、住所、電話番号及 び小売供給等契約の契約番号 供給(受電)地点に関する情報:託送
	供給等契約を締結する一般送配電 事業者の供給区域、離島供給約款
共同して利用されるお客さま 情報及び個人情報の項目	対象、供給(受電)地点特定番号、託 送契約高情報、電流上限値、接続送 電サービスメニュー、力率、供給方
INTERNAL DELIVERATION OF THE PROPERTY OF THE P	式、託送契約決定方法、計器情報、 引込柱番号、系統連系設備の有無、 託送契約異動年月日、検針日、計量 日、契約状態、廃止措置方法
	ネガワット取引に関する情報:発電販売量、需要調整量、需要抑制量、ベースライン
	基本情報:電気需給契約を締結している小売電気事業者(ただし、離島 供給又は最終保障供給を受けている
共同利用の管理責任者	需要者に関する基本情報について は、一般送配電事業者)又は一般送
	配電事業者 供給(受電)地点に関する情報:供給 (受電)地点を供給区域とする一般送
(4) 個人情報の開示等に関する請	配電事業者   ポアびその他のご担談

#### (4) 個人情報の開示等に関する請求及びその他のご相談

- ①SBパワーが保有する個人情報のご本人は、SBパワーに対して個人情報の利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止(以下「開示等」といいます。)を求めることができます。ただし、ご請求の内容によっては、開示等に応じられない場合がありますので、あらかじめご了承ください。また、その場合には、その理由を付してご回答いたします。なお、個人情報の利用目的の通知又は開示にあたっては、1回の申請ごとに1,650円(税込、郵便定額小為替)の手数料をご請求いたします。
- ②開示手続き及びその他のご相談に関しては、次の個人情報相談窓口までお問合せください。

#### 【小売電気事業運営における個人情報の相談窓口】

SB パ ワ ー 問 い 合 わ せ 窓 口

#### [注]

※1:一般送配電事業者とは、北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力パワー

グリッド株式会社、北陸電力送配電株式会社、関西電力送配電株式会社、 中国電力ネットワーク株式会社、四国電力送配電株式会社、九州電力送配 電株式会社及び沖縄電力株式会社をいいます。

※2:小売電気事業者とは、電気事業法(昭和39年7月11日法律第170号)第 2条の5第1項に規定する登録拒否事由に該当せず、資源エネルギー庁のホームページに掲載されている登録小売電気事業者一覧記載の事業者をいいます。

※3:電源の広域的な活用に必要な送配電網の整備を進め、中立的に新規電源の接続の受付や系統情報の公開に係る業務を行なう機関をいいます。 ※4:需要抑制契約者とは、一般送配電事業者たる会員との間で需要抑制量調整供給契約を締結している事業者(契約締結前に事業者コードを取得している事業者を含みます。)をいいます(事業者の名称、所在地等については、電力広域的運営推進機関のホームページをご参照ください。)。

※5:電気需給契約の廃止取次とは、お客さまから新たに電気需給契約の 申し込みを受けた小売電気事業者が、スイッチング支援システムを通じ、お 客さまを代行して、既存の小売電気事業者に対して電気需給契約に係る解 約の申し込みを行なうことをいいます。

#### 15. 広告に関するご案内

(1) ソフトバンク又はグループ媒介者が提供する各種サービス、商品、キャンペーンなどのご案内及びパートナー企業や他社が提供する各種サービス、商品、キャンペーンなどのご案内をお送りいたします。

#### 16. そ の 他

- (1) この重要事項説明書に記載のない事項の取扱いは、SBパワーが定める 需給約款、料金表及びくらし請求約款によります。
- (2) SBパワーは需給約款及び料金表の内容を、ソフトバンクはくらし請求約款の内容を変更することがあります。この場合、インターネットを利用する電磁的方法等のSBパワーが適当と判断した方法にてあらかじめお客さまにお知らせいたします。
- (3) 需給約款及びくらし請求約款等の内容は、SBパワーのWebサイト、ソフトバンク又はグループ媒介者のWebサービス等で確認することができます。
- (4) 電気需給契約の変更にともない契約変更前の書面交付及び契約変更 後の書面交付を行なう場合、電子交付にて、原則として、変更後の電気 需給契約の内容のみをお知らせいたします。
- (5) お客さまがSBパワーへの電気需給契約の申込後において、電気の供給が開始されるまでの間に、SBパワーとの電気需給契約の前に現にお客さまへ電気を供給する小売電気事業者との間で電気需給契約に係る契約電流を変更された場合、SBパワーとの電気需給契約における契約電流は、当該小売電気事業者との間で変更された契約電流に変更されるものといたします。なお、当該需給契約変更後の契約内容は、前項の方法によりお客さまへお知らせいたします。
- (6) 電気需給契約の締結と同時に、一般送配電事業者とSBパワーとの託送供給契約の方式をお客さまとの電気受給契約と異なる方式に変更する場合があります。なお、託送供給契約につきましては供給状況により随時見直しを行います。
- (7) この重要事項説明書は、2024年4月1日より実施いたします。

#### 17. 信用情報の共有

SBパワーは、お支払期日を経過してなお電気料金をお支払いいただけない場合、お名前、ご住所又はお支払いに関する情報等について、他の小売電気事業者へ提供する場合があります。

#### 18. ご契約者情報の提供

お客さまには、原子力発電施設等周辺地域交付金の金額算定・交付に 必要なお客さま情報(氏名、住所、電話番号及び契約容量等をいいます。 なお、電気の契約者と電気料金等の請求先契約者が異なる場合には、請 求先契約者のお客さま情報及び個人情報を含みます。)を、SBパワーが一 般財団法人電源地域振興センターへ提供することがあることを、あらかじめ ご承諾していただきます。

#### 19. 各種お手続き又はお問い合わせ

ご契約内容の変更、ご解約又はお問い合わせは、次のサポートセンターまでご連絡いただきますようお願いいたします。なお、停電時のご連絡先は、SBパワーのWebサイト、ソフトバンク又はグループ媒介者のWebサービス等でご案内いたします。

ソフトバンクでんき・ガスサポートセンター

#### くらしでんき カスタマーサポート





https://u.softbank.jp/3LvQwee

0800-170-3710 [年中無休 9:00~20:00] ※海外からはご利用いただけませんのでご了承ください。

以上

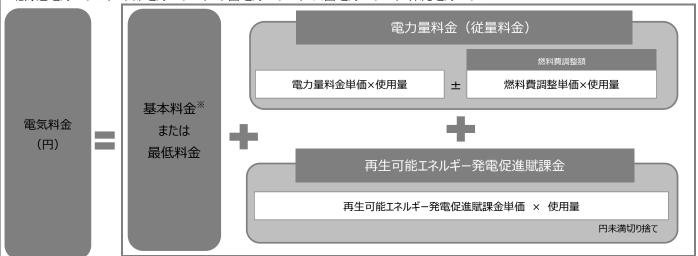
2024年4月1日 実施

SB Power

東京都港区海岸一丁目7番1号 S B パ ワ 一 株 式 会 社 代表取締役社長 中野 明彦 [小売電気事業者登録番号:A0816]

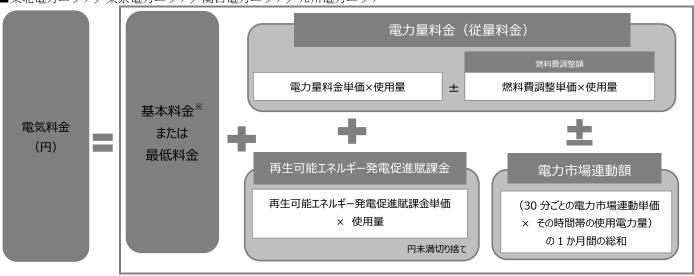
# 〔ご参考〕電気料金の算定方法

■北海道電力エリア/中部電力エリア/中国電力エリア/四国電力エリア/沖縄電力エリア



※従量電灯Cの場合は、契約容量 (kVA) ×基本料金単価 (円/kVA) となります。

■東北電力エリア/東京電力エリア/関西電力エリア/九州電力エリア



※従量電灯Cの場合は、契約容量 (kVA) ×基本料金単価 (円/kVA) となります。

# 〔ご参考〕 電気料金の算定例 (税込)

#### (例) 中部電力エリアの場合

■契約電流:30A

■使用電力量:320kWh/月

#### [燃料費調整単価及び再生可能エネルギー発電促進賦課金単価]

■燃料費調整単価※1:9.93円/kWh

■再生可能エネルギー発電促進賦課金単価:1.40円/kWh

本書において使用する単位等については、次の記号 で表示いたします。

A:アンペア

kVA:キロボルトアンペア kW:キロワット

kWh:キロワット時

### くらしでんき(中部電力エリア)〔従量電灯B相当〕

基本料金=963.42円・・・①

電力量料金

最初の120kWhまで 20.98円/kWh × 120kWh = 2,517.60円・・・② 120kWhをこえ300kWhまで 24.89円/kWh × 180kWh = 4,480.20円・・・③ 300kWh超過 27.18円/kWh × 20kWh = 543.60円・・・④ 燃料費調整額 9.93円/kWh × 320kWh = 3,177.60円・・・⑤ 電力量料金合計:②+③+④+⑤=10,719円・・・⑥

再生可能エネルギー発電促進賦課金 1.40円/kWh × 320kWh = 448円・・・⑦(円未満切り捨て)

#### 電気料金: ①+⑥+⑦=12,130円/月(円未満切り捨て)

※1 燃料費調整単価は毎月変動します。

### (例) 関西電力エリアの場合

■使用電力量:320kWh/月

# 〔燃料費調整単価及び再生可能エネルギー発電促進賦課金単価〕

■燃料費調整単価<sup>※1</sup>:最初の15kWhまで 145.04円

15kWh をこえる 1kWh につき 9.67円/kWh

■再生可能エネルギー発電促進賦課金単価:1.40円/kWh

#### くらしでんき(関西電力エリア)〔従量電灯A相当〕

最低料金=522.58円・・・①

電力量料金

15kWhをこえ120kWhまで 20.00円/kWh × 105kWh = 2,100円・・・② 120kWhをこえ300kWhまで 24.84円/kWh × 180kWh = 4,471.12円・・・③ 300kWh超過 27.16円/kWh × 20kWh = 543.20円・・・④

燃料費調整額

最初の15kWhまで 145.04円・・・⑤

15kWh超過 9.67円/kWh × 305kWh = 2949.35円・・・⑥

電力量料金合計:②+③+④+⑤+⑥=10,208.71円・・・⑦

再生可能エネルギー発電促進賦課金 1.40円/kWh × 320kWh = 448円・・・⑧ (円未満切り捨て) 電力市場連動額 2.07円/kWh<sup>※2</sup> × 320kWh = 662円・・・⑨ (円未満切り捨て)

#### 電気料金: ①+⑦+⑧+⑨=11,318円/月(円未満切り捨て)

※1 燃料費調整単価は毎月変動します。

※2 電力市場連動単価は2023年4月1日から4月30日までの電力市場価格の平均を用いて算定した場合の、4月における一般的な電気のご使用の場合の平均単価です。実際の単価は30分ごとに異なります。なお、需給ひっ迫時など電力市場価格が高騰した場合、高額になる可能性があります。

以上

# 別 紙 2

# 燃料費調整

需給約款別表 2 (燃料費調整) における  $\alpha$  、 $\beta$  および  $\gamma$  の値または基準単価、基準燃料価格は、供給区域に応じ、次の付表のとおりといたします。

# 〔付表〕

עאַ ניון אַ		1	
供給区域	α、β およびγの 値	基準単価 〔1キロワット時 につき〕 (最低料金が適用 される場合)	基準燃料価格
小汽床管子	$\alpha = 0.1874$		
北海道電力	$\beta = 0.0899$	17 銭 3 厘	80, 800 円
エリア	$\gamma = 1.0036$		
北海道電力	$\alpha = 1.0000$		
エリア	$\beta = 0.0000$	0銭1厘	79, 300 円
(離島) *	$\gamma = 0.0000$		
	$\alpha = 0.0259$		
東北電力エリア	$\beta = 0.2563$	19銭7厘	83, 500 円
	$\gamma = 0.8915$		
古小徳力・リマ	$\alpha = 1.0000$		
東北電力エリア   (離島)*	$\beta = 0.0000$	0銭1厘	79, 300 円
	$\gamma = 0.0000$		
	$\alpha = 0.0048$		86, 100 円
東京電力エリア	$\beta = 0.3827$	18 銭 3 厘	
	$\gamma = 0.6584$		
	$\alpha = 0.0275$		45, 900 円
中部電力エリア	$\beta = 0.4792$	23 銭 3 厘	
	$\gamma = 0.4275$		
	$\alpha = 0.0140$	16 44 5 匣	27, 100 円
関西電力エリア	$\beta = 0.3483$	16 銭 5 厘 (2 円 47 銭 5 厘)	
	$\gamma = 0.7227$		
	$\alpha = 0.0406$	21 銭 2 厘	
中国電力エリア	$\beta = 0.0992$	(3円18銭5厘)	80, 300 円
	$\gamma = 1.1994$	(3 円 10 数 3 座)	
中国電力エリア	$\alpha = 1.0000$	0銭1厘	
中国电力エック   (離島)*	$\beta = 0.0000$	(1銭7厘)	79, 300 円
(附上面 <i>)</i> ↑	$\gamma = 0.0000$		
	$\alpha = 0.0875$	15.44.1 原	
四国電力エリア	$\beta = 0.0770$	├ 15 銭 4 厘 │ ├ (1 円 69 銭 4 厘) │	80, 000 円
	$\gamma = 1.1770$		
	$\alpha = 0.0053$		
九州電力エリア	$\beta = 0.1861$	13 銭 6 厘	27, 400 円
	$\gamma = 1.0757$		
九州電力エリア	$\alpha = 1.0000$		
九州电刀エッノ	$\beta = 0.0000$	0銭3厘	79, 300 円
(円は四ノで	$\gamma = 0.0000$		
		•	

_				
		$\alpha = 0.0065$	27 銭 3 厘	
	沖縄電力エリア	$\beta = 0.1632$	(2円72銭8	81,500円
		$\gamma = 1.1152$	厘)	
	沖縄電力エリア	$\alpha = 1.0000$	2銭6厘	
	(離島)*	$\beta = 0.0000$	(26 銭 4 厘)	79, 300 円
	(局面柱) 小	$\gamma = 0.0000$		

<sup>\*</sup>北海道電力エリア、東北電力エリア、中国電力エリア、九州電力エリア、沖縄電力エリアの燃料費調整額は、本土と離島の燃料費調整額を合算して請求いたします。



# 「くらしでんき」(Powered by SBパワー)

# 重要事項説明書

本書面は、お客さまが「くらしでんき」をお申し込みされる際に、電気事業法第2条の13第1項及び第2項並びに電気事業法施行規則第3条の12及び第3条の13に基づき、お客さまとSBパワー株式会社との電気需給契約の概要、電気料金とのセットによる携帯電話のご利用料金等に係る特典の概要、及びそれに関連してご注意が必要な事項をご説明するものです。なお、電気料金等に関わる詳細な情報はWebサイトにも掲載していますので、本書面とあわせて必ずご確認ください。なお、電気の供給は、ソフトバンク株式会社の子会社であるSBパワー株式会社(以下「SBパワー」といいます。)が行ないます。

「くらしでんき」に関する重要事項をご説明いたします。本書面をよくお読みのうえ、内容をご確認ください。

#### 1.「くらしでんき」Powered by SBパワーについて

- ・「くらしでんき」とは、個人のお客さまにSBパワーが電気を供給する際のご 契約プラン
- ・です。また、ソフトバンク株式会社(以下「ソフトバンク」といいます。) 又は ソフトバンクグループ株式会社の子会社又は関連会社(SBパワーを除き、 以下総称して「グループ媒介者」といいます。) とSBパワーとの業務提携に より、ソフトバンク又はグループ媒介者がお客さまとSBパワーとの間の電 気需給契約(以下「需給契約」といいます。) の契約締結手続き業務等 (電気需給契約の媒介業務)を受託し、お客さまは需給契約をソフトバン ク又はグループ媒介者にお申し込みいただくものです。 なお、電気の供給は、SBパワーが行ないます。)
- ・お客さまの電気料金は、「くらしでんき Powered by SBパワー 請求サービス約款」(以下「くらし請求約款」といいます。)に基づきお支払いただきま

# 2. 「くらしでんき Powered by SBパワー 請求サービス」に関する重要事項

- ・くらし請求約款にもとづく請求(以下「くらし請求」といいます。)は、お客さまとSBパワーが締結する需給契約にもとづく電気料金又は工事費負担金等相当額及び違約金その他需給契約にもとづく電気料金以外の債務(以下、総称して「電気料金等」といいます。)を、ソフトバンク又はグループ媒介者が、SBパワーに代わってお客さまにご請求させていただくサービスです。
- ・くらし請求における電気料金のお支払日は、ソフトバンク又はグループ媒介者が定める日といたします。なお、お支払いに関する条件は、くらし請求約款によります。
- ・くらし請求は、原則としてお申し込みされた月の翌月以降から適用いたします。
- ・所定のお支払期日を過ぎた場合、お客さまは、ソフトバンク又はグループ 媒介者に対し、年14.5%の割合で算定した延滞利息をお支払いいただき ます。
- ・電気料金等の総額は、「My SoftBank」よりご確認いただけます。
- ・需給契約の内容、月々の電気料金等の内訳、その他SBパワーからのご案内は、原則としてソフトバンクのWebサービスを通じてお客さまにお知らせいたします。なお、ログインのID又はパスワードは、ソフトバンクからお客さまにお知らせいたします。
- ・くらし請求を解約したい場合には、SBパワー、ソフトバンク又はグループ 媒介者の窓口までお問い合わせください。
- ・理由のいかんを問わず、くらし請求が終了した場合、ソフトバンク、グループ媒介者又はSBパワーがくらし請求を条件として提供している特典、その他の経済上の利益の提供は、ただちに終了いたします。
- ・ソフトバンクは、お客さまに事前に通知のうえ、SB請求に係るサービスの 全部若しくは一部を変更し、又は提供を終了する場合があります。

#### 【くらしでんき Powered by SBパワー請求サービスの解除条件】

- ・次のいずれかに該当した場合、くらし請求を受けられなくなります。
  - 需給契約をご解約した場合
  - 需給契約の名義変更を行った場合

くらし請求において、毎月の電気料金等をお支払期日までにお支払いいただけない場合

#### 3. 値引きに関する重要事項

- Tポイント付与は2022年3月検針分にて終了しました。2022年4月検針分以降は、電気料金1,100円(税込)につき電気料金から5円(課税対象外)値引きされます。
  - ※ 1.100円に満たない電気料金については、切り捨てとなります。

#### 4. 需給契約の「媒介」における個人情報の取扱い

#### 1. 個人情報の利用目的

ソフトバンク又はグループ媒介者は、需給契約の媒介又はこれに付随する業務(以下、総称して「本件業務」といいます。)に関し、お客さまの個人情報を次の目的で利用いたします。

- (1) 個人情報の利用目的
  - ①本件業務の拡販活動及びイベント等のご案内、お申し込みの受付、ご 契約の締結及び履行並びにご契約の適用に係る判断
  - ②お客さまからのお問い合わせへの対応
  - ③小売電気事業者との需給契約及び本件業務の利用に関するお手続き のご案内及び情報提供などのお客さまサポート
  - ④小売電気事業者との需給契約及び本件業務に関する電気料金の計 算及び電気料金のご請求等
  - ⑤本件業務にともなう事故及び不正利用の防止
  - ⑥マーケティング調査及び分析
  - ⑦経営分析のための統計数値作成及び分析結果の利用
  - ⑧ソフトバンク及び他社の商品、サービス並びにキャンペーンのご案内等
  - ⑨本件業務に関する電気工作物の工事、工事の安全確保、保安の維持、 設備機器の搬送、設備の不具合修正及びソフトウエア更新を含む障害 への対応等
  - ⑩託送供給(「接続供給」及び「振替供給」の総称)に関するご案内及び ご契約の締結又は媒介等
  - ⑪託送供給契約又は発電量調整供給契約の締結若しくは媒介、変更又は解約
  - ⑫需給契約の廃止取次
  - ③供給(受電)地点に関する情報の確認
  - ④電力量等の検針、設備の保守、点検及び交換、停電時又は災害時等の設備の調査その他の託送供給契約もとづく一般送配電事業者への協力
- ⑤その他、本件業務及びそれに付随するサービスの提供に必要な業務なお、上記以外の目的でその個人情報を利用する場合は、その都度、その利用目的を明確にし、お客さまから事前の同意をいただいたうえで利用いたします。
- (2) 本件業務で利用する個人情報
  - ソフトバンク又はグループ媒介者は、次の個人情報を上記(1)に記載した「個人情報の利用目的」のために取得し、これを利用いたします。
  - ①需給契約の申込者の個人情報:氏名、生年月日、性別、住所、連絡先、 電話番号、電子メールアドレス、需給契約の契約番号、供給地点特定 番号、需給契約のご契約期間、金融機関の口座情報、その他需給契

約を締結するために必要な情報及び各種サービスを提供するために 必要な情報

②供給(受電)地点に関する情報: 託送供給契約を締結する一般送配電事業者の供給区域、離島供給約款対象、供給(受電)地点特定番号、託送契約高情報、電流上限値、接続送電サービスメニュー、力率、供給方式、託送契約決定方法、計器情報、引込柱番号、系統連系設備の有無、託送契約異動年月日、検針日、契約状態、廃止措置方法その他本件業務及び各種サービスを提供するために必要な情報

#### 2. 個人情報の共同利用

ソフトバンク又はグループ媒介者は、利用目的に沿って個人情報を次の内容で共同利用する場合があります。

- (1) ソフトバンク又はグループ媒介者と共同利用する者 SBパワー
- (2) 共同利用の目的

上記1. (1)個人情報の利用目的に同じ

- (3) 共同利用する個人情報
  - 上記1. (2)本件業務で利用する個人情報に同じ
- (4) 個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称 当社の最高データ責任者

# 3. 第三者提供

ソフトバンク、グループ媒介者及びSBパワーは、個人情報保護法その他の法令の規定にしたがい、ソフトバンク、グループ媒介者及びSBパワーが取扱う個人情報を第三者に提供する場合があります。また、次のとおりソフトバンク、グループ媒介者又はSBパワーが取扱う個人情報を第三者に提供する場合があります。

- (1) ソフトバンク又はグループ媒介者は、第三者機関が実施する小売電気 事業に関する申請を目的として、係る業務に必要な個人情報(氏名、住 所、電話番号等)を関係各省庁、自治体、協会等に提供する場合があり ます。
- (2) ソフトバンク又はグループ媒介者は、小売電気事業者による電気の供給又は電気の供給に関わる業務を実施するために必要な個人情報(氏名、住所等)を、小売電気事業者等に提供する場合があります。
- (3) ソフトバンク又はグループ媒介者は、対人対物賠償保険等の締結、又はこれを維持することを目的とし、必要な個人情報(氏名、住所、建造物に関する情報等)を保険会社に提供する場合があります。
- (4) ソフトバンク又はグループ媒介者は、他社との提携サービスの提供を目的として、提携サービスの登録又は提供に必要な個人情報(氏名、住所、電話番号、メールアドレス、その他お客さまの識別及び提携サービス業務に必要な情報等)を、サービス提携会社に提供する場合があります。

#### 4. 個人情報の開示、訂正等及び利用停止等について

- (1) ソフトバンク又はグループ媒介者がお客さまより取得した個人情報の利用目的の通知又は開示若しくは訂正等をご本人から求められた場合、書面にて回答させていただきます(ただし、ご本人の同意を得られた場合は、書面以外の方法で回答する場合があります。)。なお、利用目的の通知、又は開示を行なう際、実費を勘案した合理的な範囲内の手数料をお支払いいただく場合があります。
  - ・個人情報の開示、訂正等及び利用停止等の請求の手順 (https://www.softbank.jp/privacy/management/procedure/)
- (2) ソフトバンク又はグループ媒介者が、お客さまより取得した個人情報の 開示若しくは訂正等に関するお客さまご本人からのお問い合わせ、及 びその個人情報の取扱いに関する苦情のお申し出は、次の連絡先まで お寄せください。

#### 個人情報お問い合わせ窓口

受付電話番号 0088-210-051

受付時間 午前9時~午後5時(土曜、日曜、祝日を除く。)

#### 5. 広告に関するご案内

- ソフトバンク又はグループ媒介者が提供する各種サービス、商品又はキャンペーンなどのご案内若しくはパートナー企業や他社がご提供する各種サービス、商品又はキャンペーンなどのご案内を、お客さまのメールアドレス宛にお送りいたします。
- ・なお、上記広告に係るメール配信の停止をご希望の場合は、お送りする メールよりお手続きをお願いいたします。

#### 6. 各種お手続き・お問い合わせ

ご契約内容の変更、ご解約又はお問い合わせは、次のサポートセンター までご連絡ください。

ソフトバンクでんき・ガスサポートセンター

#### くらしでんき カスタマーサポート



https://u.softbank.jp/3LvQwee

0800-170-3710 [年中無休 9:00~20:00] ※海外からはご利用いただけませんのでご了承ください。

以上

2024年4月1日

ソフトバンク株式会社

- ※記載内容は2024年4月1日現在のものです。
- ※記載された価格は、特に指定がない限り税込価格となります。
- ※サービス内容及び提供条件は、改善などのために予告なく変更する場合 があります。
- ※記載されている会社名、製品名及びサービス名は、各社の登録商標及び 商標です。

# 【ご参考】用語説明

低	圧	標準電圧100ボルト又は200ボルトをいいます。
電	灯	白熱電球、蛍光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器(付属装置を含みます。)をいいます。
小型機	器	主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等に
· 小  至	皕	より他のお客さまの電灯の使用を妨害し、又は妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものを除きます。
動	カ	電灯及び小型機器以外の電気機器をいいます。
再生可能エネルギ 発電促進 賦課		電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第36条第1項に定める賦課金をいいます。
契約主開閉	器	契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路を遮断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限する ものをいいます。
契 約 電	流	契約上使用できる最大電流(アンペア)をいい、交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。
契 約 容	量	契約上使用できる最大容量(キロボルトアンペア)をいいます。
託 送 供 給 等 約	款	電気事業法第18条にしたがい、一般送配電事業者が定める託送供給等約款をいいます(変更があった場合には、変更後のものをいいます。)。
離島供給約	款	電気事業法第21条にしたがい、一般送配電事業者が定める離島供給約款をいいます(変更があった場合には、変更後のものをいいます。)。
小売電気事業	者	電気事業法第2条第1項第3号に定める小売電気事業者をいいます。
一般送配電事業	者	電気事業法第2条第1項第9号に定める一般送配電事業者をいいます。
需要場	所	電気を使用する一定の場所をいいます。
最大需要電	カ	お客さまが使用した30分ごとの需要電力の最大値であって、一般送配電事業者が設置した計量器によって計量される値をいいます。
計量	器	一般送配電事業者が需要場所へ設置する電力量計、30分最大需要電力計、無効電力量計及びその他の計量に必要な付属装置及び区分装置をいいます。
供給設	備	お客さまへの電気の供給に供される、一般送配電事業者が維持及び運営する送電設備、配電設備、変電設備、計量器、電線路、引込線等の設備をいいます。
引 込	線	電気を供給するための引込線をいいます。